

上田市消防団の団員確保策及び
団員の負担軽減に関する答申

資料編

令和4年度

上田市消防委員会

目 次

1	審議に関する上田市消防委員会委員からの意見等	・・・	P 1
	(1) 機能別消防団員について		
	(2) 女性消防団員について		
	(3) 学生消防団員について		
	(4) 外国籍市民の消防団入団について		
	(5) 消防団員の負担軽減について	・・・	P 2
2	令和4年度上田市消防委員会での審議について	・・・	P 3
	(1) 令和3年度の諮問及び答申について		
	(2) 市の対応と課題		
	(3) 諮問の概要		
	(4) その他		
3	上田市消防団の現状について	・・・	P 4
4	女性消防団員について	・・・	P 5
	(1) 女性消防団員が所属する消防団数の割合		
	(2) 全国の女性消防団員の推移		
	(3) 上田市の女性消防団員の推移		
	(4) 女性消防団員の活動内容		
5	学生消防団員について	・・・	P 6
	(1) 学生消防団員認証制度導入自治体数		
	(2) 全国の学生消防団員の推移		
	(3) 上田市の学生消防団員の推移		
	(4) 学生消防団員の活動内容		
6	機能別消防団員について	・・・	P 7
	(1) 全国の機能別消防団員導入済み消防団数		
	(2) 全国の機能別消防団員の推移		
	(3) 長野県内の機能別消防団員導入状況		
	(4) 全国の機能別消防団員の活用例	・・・	P 8
	(5) 類似団体の機能別消防団員の状況	・・・	P 9
	(6) 県内各市の機能別消防団員の活用例	・・・	P 10
7	上田市消防団における機能別消防団員の導入について	・・・	P 11
	(1) 制度導入の必要性		
	(2) 制度導入の課題と対応方針		
	(3) 基本団員と機能別消防団員の比較	・・・	P 12
8	外国籍市民の消防団入団について	・・・	P 13
	(1) 上田市の外国籍市民の居住状況		
	(2) 外国籍市民による消防団活動の必要性について		
	(3) 外国籍市民の消防団員任用に関する公権力の行使について		
	(4) 外国籍消防団員を任用している他自治体の活動内容	・・・	P 14
	(5) 上田市での外国籍消防団員の任用について		
	(6) 外国籍市民の勧誘等について		

1 審議に関する上田市消防委員会委員からの意見等

(1) 機能別消防団員について

- ・ 年齢層にもよるが、消防団OBであっても、火災現場へポンプ車で出動し消火まで行うことは難しいと考える者は多いのではないかと。
- ・ 基本団員とほぼ同じ活動が求めていると思われるが、訓練をしていない状態で消火活動を行うことは難しく、安全面からも出動すべきではないと考える。
- ・ 少子高齢化により、人員確保の難しい状況となっている分団へ制度の導入を進めることは賛成であるが、上田市消防団の導入する機能別消防団員の具体的な活動内容、指揮命令系統、訓練参加の範囲など明確にする必要がある。
- ・ 大規模災害時の自治会との繋ぎ役、避難所運営の補助、子供たちへの防災学習なども役割としてはあると思うが、災害現場への出動以外の役割を担う機能別団員についても、役割をはっきりさせなければ団員の確保は難しい。
- ・ 武石地域には、合併前には武石村役場分団が存在していた。市役所分団を創設してはどうか。
- ・ 地域にある事業所の協力が得られるのであれば、事業所ごとの機能別分団なども可能ではないか。
- ・ 令和元年東日本台風の災害時に、自主防災組織と消防団の連携が十分ではない状況があった。特に自然災害への対応という視点からは、自主防災組織を機能別団員とすることも良いのではないかと。
- ・ 制度を明確にしたところで、団員募集という視点からも、市民に制度を分かりやすく広報することが重要である。
- ・ 基本として、第1段階は消防団OBを機能別消防団員にということで良いが、それ以降は様々な人が消防団の応援団として活動してくれるように広げていった方が良い。

(2) 女性消防団員について

- ・ 女性消防団員は若い人というイメージがあると思うが、年齢層を上げてても良いのではないかと。
- ・ 機能別としての女性消防団員も良いと考える。
- ・ 女性消防団員はどのような業務を行ってもらうのか決める必要がある。
- ・ 一人暮らしで自治会との繋ぎの無い人は、SNSやポスター展等による勧誘計画等の情報発信があればよい。
- ・ 平日の昼間は、消防団員や男性、若い女性は地域に居ないところがあるので、女性消防団員確保は地域でもよく話し合った方がよい。
- ・ 日赤奉仕団の会員は女性団員と活動が同一のものがあるため、一緒に活動できるのではないかと。
- ・ 女性消防団員の確保もそうだが、市職員の入団についても団長が市長にしっかりと入団促進を依頼しなければならない。

(3) 学生消防団員について

- ・ 上田市学生消防団活動認証制度を知らない人が多い。
- ・ 地域活動に興味のある学生もいると思うので、消防団員から話を聞く機会があるとよい。
- ・ 地域活動を行っている学生が消防団に所属しているという話を聞いたことがあるが、他にも地域活動を行う学生もいると思うので、そのような学生が消防団という組織を知る機会を考えてほしい。

(4) 外国籍市民の消防団入団について

- ・ 外国籍市民を消防団員に任用するのであれば、機能別消防団員で良いのではないかと。
- ・ 外国籍市民を任用するためには、条例等にしっかり規定したうえで入団させる必要がある。

(5) 消防団員の負担軽減について

- ・ ポンプ操法は基本なので、絶対に無くさないで欲しいし、ポンプ操法大会にも出場して欲しい。
- ・ 訓練は負担となる面もあるが、訓練をしていないと災害に対応できないし、我が身を守るために訓練を行う必要もある。
- ・ ポンプ操法が負担との意見もあるが、楽しめる点もあることから、そのような点もアピールして欲しい。
- ・ 訓練は、ポンプ操法だけでなく消防技術のすそ野を広げる訓練が必要である。
- ・ ポンプ操法大会に向けての訓練は、大会そのものをどうするのかを考えなければならない。消防団としてコロナ禍により縮小したのか、団員の負担軽減のために縮小している状況なのか、振り返っての検討が必要である。
- ・ ポンプ操法大会に向けての訓練については、3か月も毎朝練習を行うことは若者の入団者の減少に直結している。
- ・ 機能別消防団員については、出来ることをできる範囲で協力してもらえ制度となるよう検討して欲しい。
- ・ 消防団が地域にとって大切だということは解るが、一般の人にわかりやすい勧誘をしてほしい。また、基本団員と機能別消防団員が行う活動を分かりやすく説明できれば、入団に繋がるのではないかと考える。
- ・ 災害対応は、消防団、自治会、自主防災組織、日赤等がしっかり協力できるように役割分担を行うことが必要である。
- ・ 出初式は、式典を縮小し、東小学校でのアトラクションと市中行進を行うべきである。
- ・ 出初式は、市民へのアピールという点で市中行進を行う必要があるが、式典は団員の重荷になると考える。
- ・ 消防団OBとして、入団して良かったと思っている。入団したから言えることであるが、高校生や子共にも消防団をアピールすることが大切である。
- ・ 高校にも積極的に勧誘に行くべきである。
- ・ お祭りなど人が集まる機会を捉えての勧誘も有効と考えるので、産業展等に参加し勧誘を行うことも検討して欲しい。
- ・ 消防団に入団しやすい人とそうでない人がいるので、コミュニケーションをしっかりとることが重要である。
- ・ 消防団員は金でなく、地域を守るという考えで行っているとのことで頭が下がる。
- ・ 団員の勧誘については特効薬が無いため、協力したい自治会としても苦慮しているが、消防団としても、根本を見直す必要があると考える。
- ・ 勧誘時に団員から、消防団は大変だという話がまず出るが、これでは入団に繋がらない。訓練の時間は今の若者のライフプランに合わせていかなければならない。個々の価値観を理解して、受け入れていく消防団になって欲しい。

2 令和4年度上田市消防委員会での審議について

(1) 令和3年度の諮問及び答申について（別添資料のとおり）

令和3年9月30日に市長から消防団員の処遇改善のため、団員報酬の増額、出勤報酬の創設及び定員の見直し等について委員会に諮問し、4回の審議の結果を12月21日に市長に答申されました。

答申書には附帯意見として、次の事項が記載されました。

団員確保策の附帯意見

- (1) 団員定数については、今後も地域の実情や少子高齢化等の動向を踏まえ、上田市消防団として必要な対応策を含め、継続して検討されたい。
- (2) 団員の負担軽減については、継続して検討されたい。
- (3) 団員確保については、行政、自治会、及び消防団が一体となって推進されたい。
 - ア 市民に、「自らの地域は自ら守る」という意識の啓蒙を推進されたい。
 - イ 地域の実情を踏まえ、機能別消防団員（大規模災害団員等）の導入に向けて制度化を検討されたい。
 - ウ 地域から、さらに理解されるとともに、幼少期の子供たちが消防団に興味を持ち、適齢層になったときには率先して入団してくれるような魅力ある消防団を目指していただきたい。
- (4) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、自治会及び自主防災組織並びに住民自治組織等との役割分担についても協議するとともに、より一層の連携を図られたい。

(2) 市の対応と課題

ア 条例改正

- (ア) 団員報酬の増額
(部長以下の階級にある者の年額報酬を国の標準額以上に改正)
- (イ) 出勤報酬の創設
2時間未満2,000円
2時間以上4時間未満4,000円
4時間以上又は1日8,000円
- (ウ) 定員改正（2,270人 1,850人）

イ 課題

令和4年4月1日に条例定員を1,850人に改正しましたが、退団者が入団者を上回る状況であり、令和4年4月現在の実員数が1,666人と定員の充足率が90.1%であるため、団員確保策について更なる検討が必要。

(3) 諮問の概要

ア 消防団員の確保策について

- (ア) 女性消防団員
- (イ) 学生消防団員
- (ウ) 機能別消防団員

イ 消防団員の負担軽減について 対応策等

(4) その他

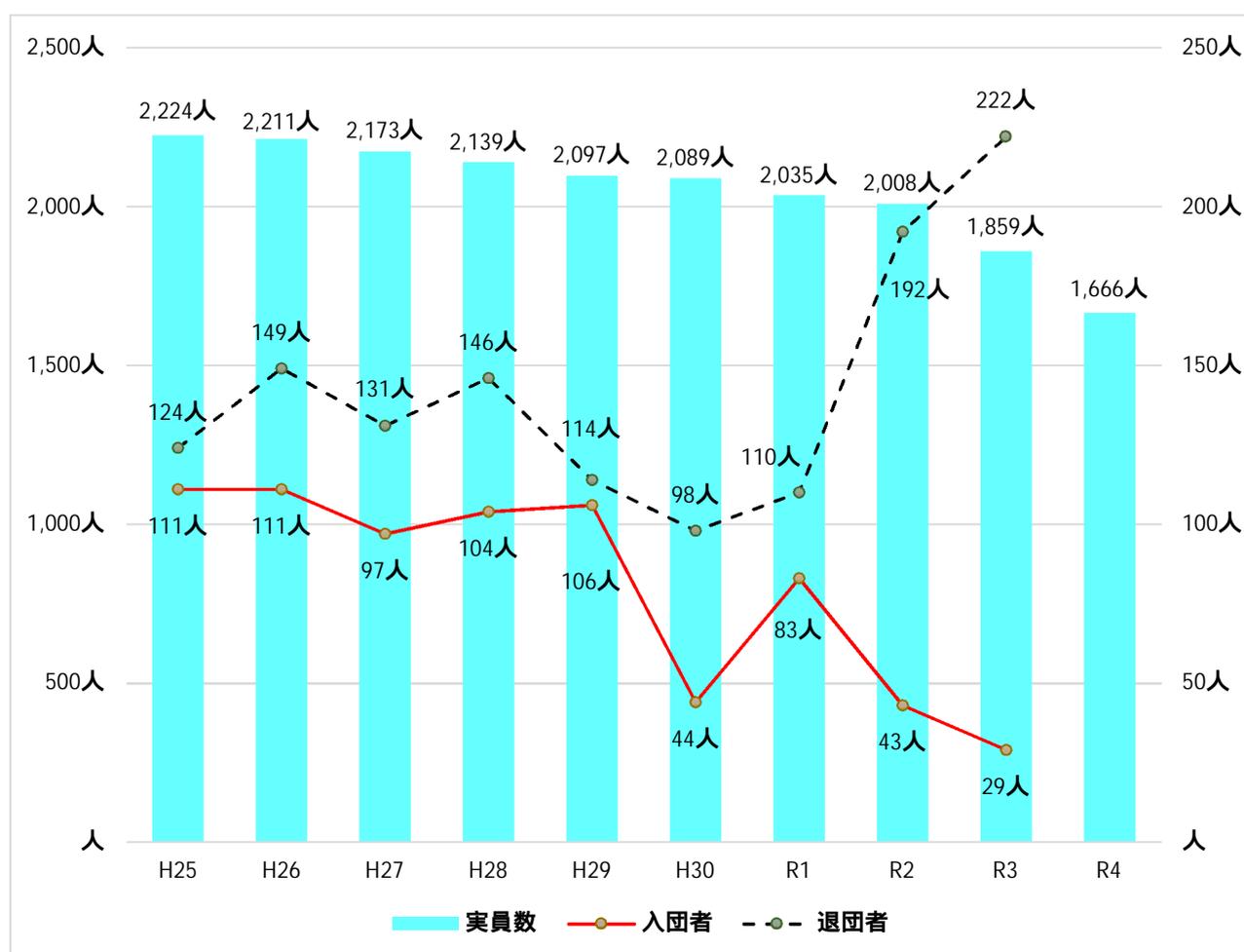
- (ア) 幼少期からの消防防災教育について
- (イ) 自主防災組織と消防団の連携について

3 上田市消防団の現状について

『上田市消防団員の推移』

年度	条例定員	実員数	充足率	前年度 実員数比	入団者	退団者
H25	2,270人	2,224人	98.0%	98.5%	111人	124人
H26	2,270人	2,211人	97.4%	99.4%	111人	149人
H27	2,270人	2,173人	95.7%	98.3%	97人	131人
H28	2,270人	2,139人	94.2%	98.4%	104人	146人
H29	2,270人	2,097人	92.4%	98.0%	106人	114人
H30	2,270人	2,089人	92.0%	99.6%	44人	98人
R1	2,270人	2,035人	89.6%	97.4%	83人	110人
R2	2,270人	2,008人	88.5%	98.7%	43人	192人
R3	2,270人	1,859人	81.9%	92.6%	29人	222人
R4	1,850人	1,666人	90.1%	89.6%		

各年度の実員数は4月現在の人数

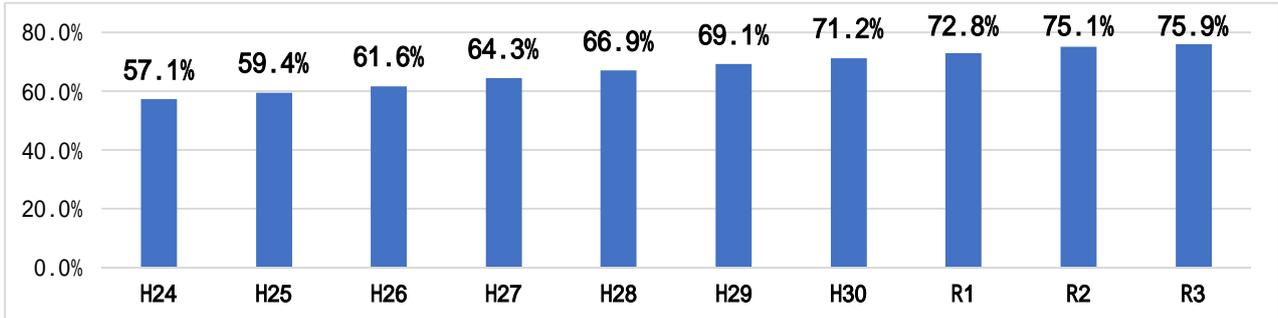


- ・平成25年4月1日に団員定員を2,490人から2,270人に改正
- ・令和4年4月1日に団員定員を2,270人から1,850人に改正

4 女性消防団員について

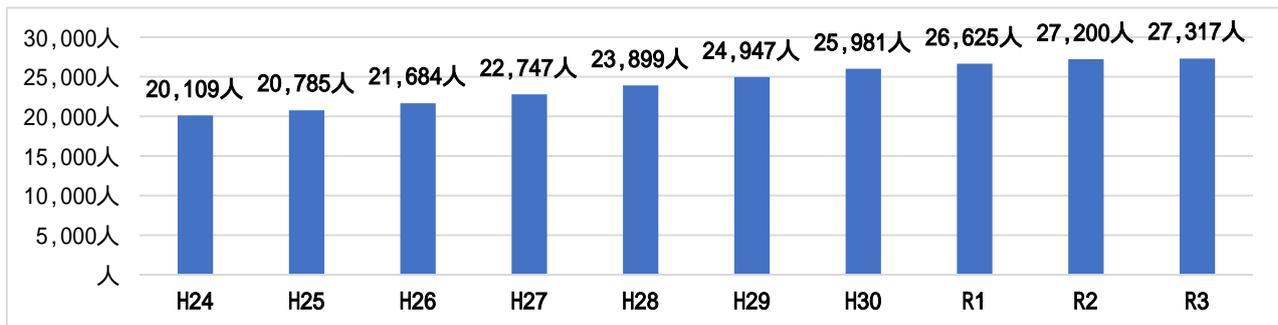
(1) 女性消防団員が所属する消防団数の割合

全国の消防団2,198団のうち、令和3年4月1日現在1,668団に女性消防団員が所属している。



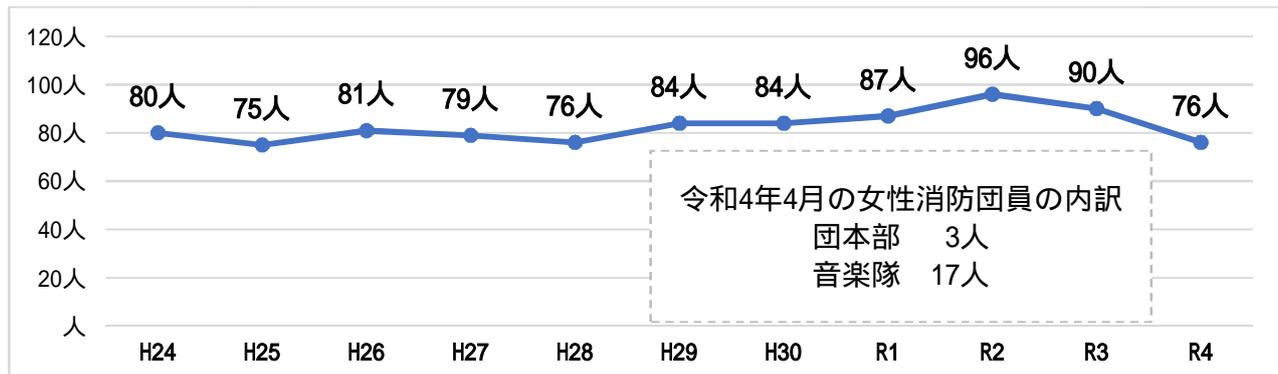
(2) 全国の女性消防団員の推移

令和3年4月1日現在全国では、27,317人の女性消防団員が活動している。



(3) 上田市の女性消防団員の推移

上田市では、音楽隊の隊員を含め90人前後の女性消防団員が活動している。



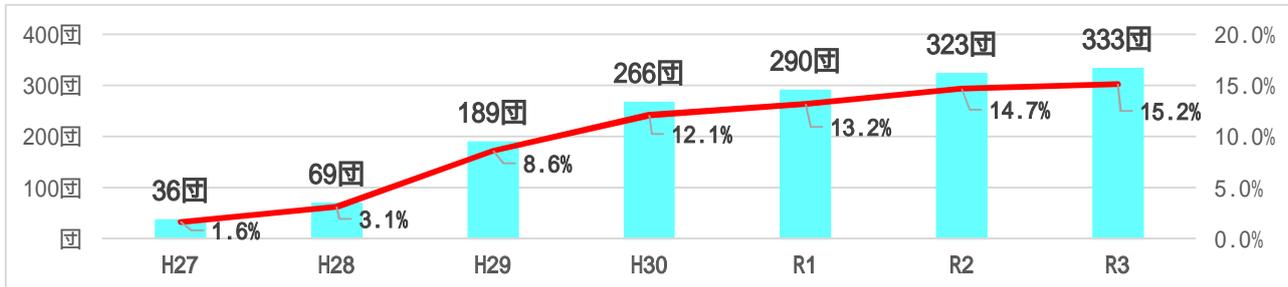
(4) 女性消防団員の活動内容

	活動内容
上田市	広報活動、防火啓発活動、応急手当指導、A E D 講習、災害時の後方支援、消防団が行う各種訓練への参加等
他自治体	広報活動、防火指導(高齢者宅、保育園幼稚園等)、防火啓発活動、災害時の女性や子供、高齢者への対応、応急手当指導、A E D 講習、災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)、災害時の後方支援(物資搬送、誘導等)、消防団が行う各種訓練への参加等

5 学生消防団員について

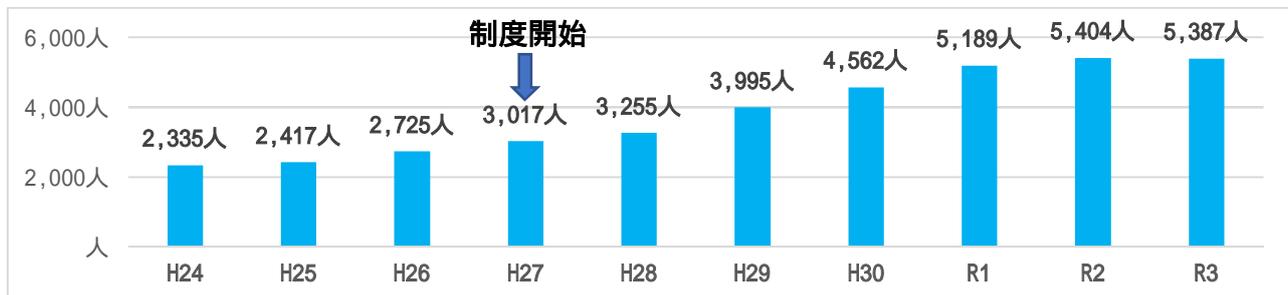
(1) 学生消防団員認証制度導入自治体数

平成27年度に始まった学生消防団員認証制度とは、消防団員として、真摯かつ積極的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした大学生、大学院生、短大生又は専門学校生について、自治体はその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする制度で、令和3年4月1日現在全国では、2,198団中、333団が本制度を導入しており、上田市も本制度を導入している。他に制度を導入していないが、学生団員が所属している消防団が335団ある。



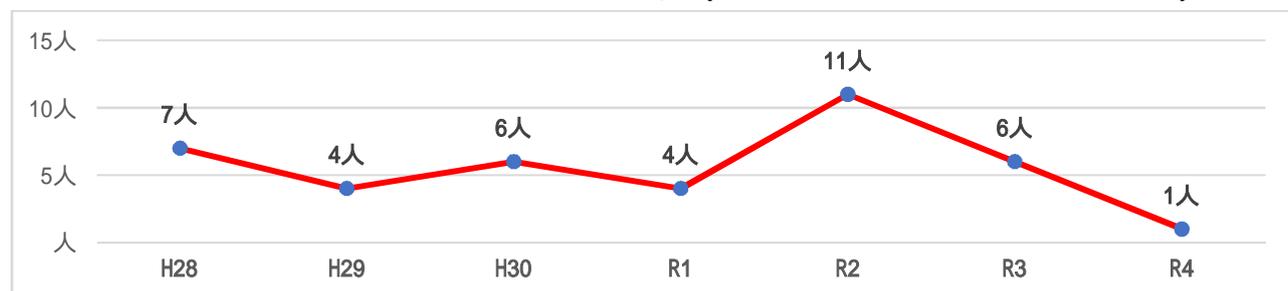
(2) 全国の学生消防団員の推移

令和3年4月1日現在全国では、5,387人の学生消防団員が活動している。



(3) 上田市の学生消防団員の推移

上田市では、平成28年3月25日に「上田市学生消防団活動認証制度実施要綱」を定め、令和4年4月現在1人が活動している。(信大繊維学部生が分団で活動中)



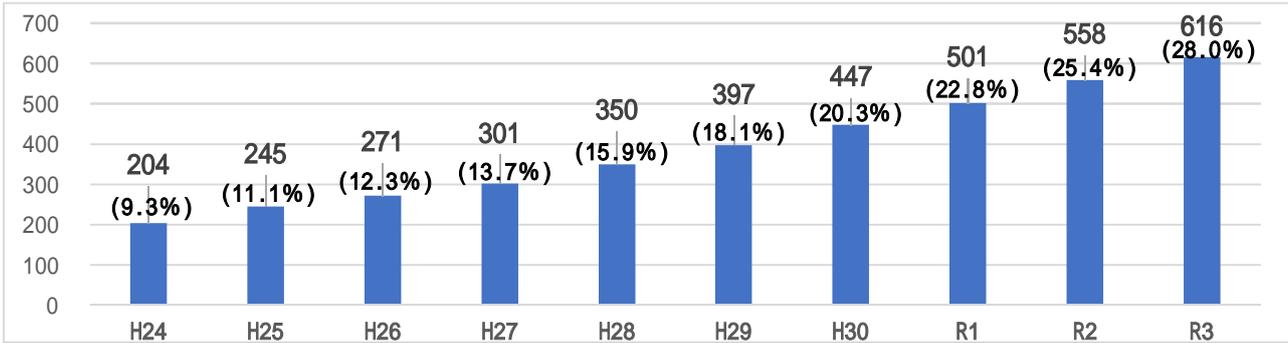
(4) 学生消防団員の活動内容

	活動内容
上田市	消火活動等災害対応、広報活動、防火指導、防火啓発、応急手当指導、A E D講習、消防団が行う各種訓練への参加等
他自治体	消火活動等災害対応、広報活動、防火指導、防火啓発、応急手当指導、A E D講習、災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)、災害時の後方支援(物資搬送、誘導等)、大規模災害時の避難所運営補助、消防団が行う各種訓練への参加等

6 機能別消防団員について

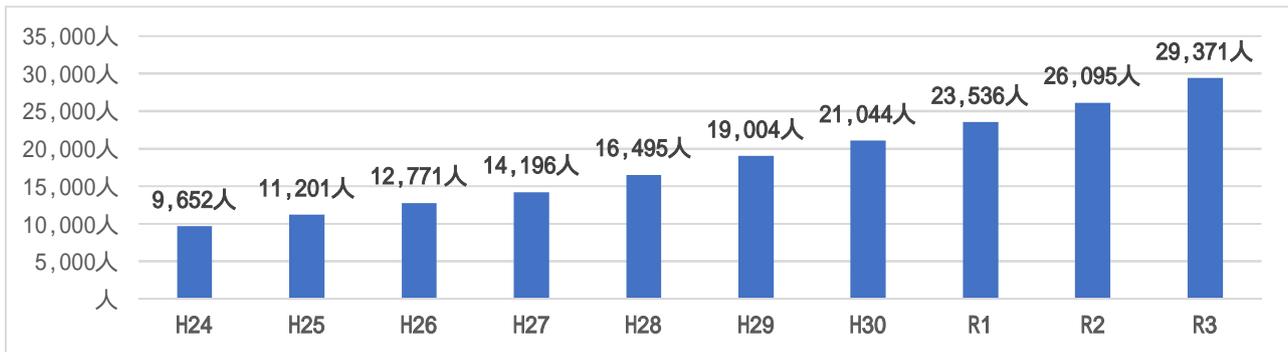
(1) 全国の機能別消防団員導入済み消防団数

令和3年4月1日現在全国では、2,198消防団中、616の消防団が導入している。

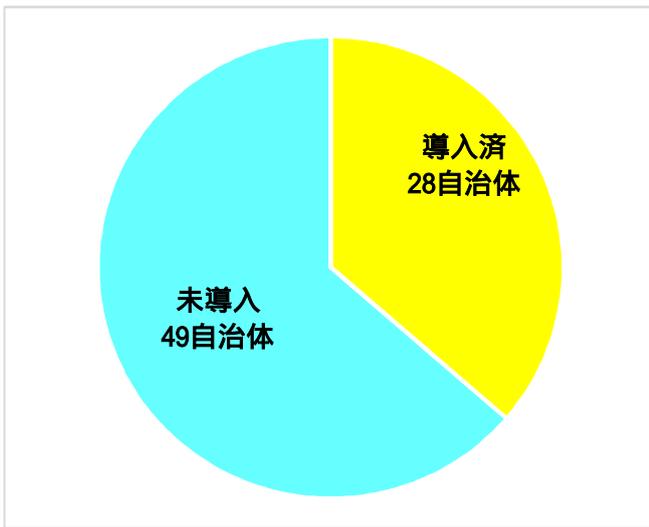


(2) 全国の機能別消防団員の推移

令和3年4月1日現在全国では、29,371人の機能別消防団員が活動している。



(3) 長野県内の機能別消防団員導入状況



全県	導入済	28自治体	導入率 36.4%
	未導入	49自治体	
地域別内訳			
北信	導入済	5自治体	
	未導入	11自治体	
東信	導入済	4自治体	
	未導入	11自治体	
中信	導入済	9自治体	
	未導入	10自治体	
南信	導入済	10自治体	
	未導入	18自治体	

県内19市では、長野市、松本市、塩尻市、大町市、佐久市、伊那市、諏訪市、岡谷市、須坂市の10市が導入済み

地域	市町村	機能別導入
北信	長野	○
	須坂	○
	千曲	×
	坂城	×
	小布施	×
	高山	×
	信濃町	○
	飯綱	×
	小川	×
	中野	×
東信	飯山	×
	山ノ内	○
	木島平	×
	野沢温泉	○
	栄	×
	小諸	×
	佐久	○
	小海	×
	佐久穂	○
	川上	×
中信	南牧	×
	南相木	×
	北相木	×
	軽井沢	○
	御代田	×
	立科	×
	上田	×
	東御	×
	長和	×
	青木	○
南信	松本	○
	塩尻	○
	安曇野	×
	麻績	×
	生坂	×
	山形	×
	朝日	○
	筑北	×
	上松	○
	南木曾	○
木曾	○	
木祖	○	
王滝	○	
大桑	○	
大町	○	
池田	×	
松川	×	
白馬	×	
小谷	×	
南信	岡谷	○
	諏訪	○
	茅野	×
	下諏訪	×
	富士見	○
	原	×
	伊那	○
	駒ヶ根	×
	辰野	×
	箕輪	○
飯島	×	
南箕輪	×	
中川	○	
宮田	×	
飯田	○	
松川	○	
高森	×	
阿南	×	
阿智	○	
平谷	×	
南信	根羽	×
	下條	×
	売木	×
	天龍	×
	泰阜	○
喬木	×	
豊丘	×	
大鹿	×	

導入率：52.6%

網掛け部分は長野県内19市

(4) 全国の機能別消防団員の活用例

自治体名	名称	活動内容	対象者	年額報酬	出勤報酬	備考
川崎市	大規模災害団員	大規模災害時の災害活動や後方支援活動	元消防職団員	報酬無し	基本団員 と同額	
	広報活動団員	火災予防等の消防広報限定				
富士市	機能別消防団員	災害団員	学生	12,000円	基本団員 と同額	
		大規模災害団員				
		応急手当の普及啓発				
		火災予防の啓発活動				
		団員確保のPR				
徳島市	機能別消防団員	大規模災害時の避難所運営支援	女性、学生	6,000円	基本団員 の半額	
		広報啓発活動、防災訓練参加				
越谷市	学生機能別団員	指定避難所の運営補助	学生 定員30人	10,000円	基本団員 と同額	
		火災予防広報や消防団PR				
		訓練等				
牛久市	機能別団員 (市役所消防隊)	勤務時間内に発生する災害対応	市役所職員	報酬無し	基本団員 と同額	
大田原市	機能別団員	昼間の消火活動	元団員 (5年以上経験)	10,000円	基本団員 と同額	
		大規模災害時の防ぎょ及び警戒				
福島市	支援団員	災害時の活動支援	元消防職団員	12,000円	基本団員 と同額	
	学生団員	火災予防運動、広報活動	学生			
	事業所団員	勤務地周辺で発生した災害対応	市内勤務者			
渋川市	機能別団員	8時から17時までに発生した火災対応	元消防職団員	20,000円	基本団員 と同額	
		分団の後方支援				
嬉野市	支援団員	分団管轄内で発生した災害対応	元消防職団員 (5年以上経験)	5,700円	基本団員 と同額	
		大規模災害時の災害活動				
鹿沼市	支援団員	平日等に発生した災害に対応	1年以上の元団員	5,000円	基本団員 と同額	
		若手団員の育成、自治会等とのパイプ役				
八戸市	災害予防広報団員	予防広報		10,000円	基本団員 と同額	
	支援団員	災害時の後方支援	元団員			
	事業所団員	昼間の時間帯の消防活動	事業所勤務者			
日光市	支援団員	災害対応、避難誘導	元消防職団員	10,000円	基本団員 と同額	

(5) 類似団体の機能別消防団員の状況

団体名	機能別の名称	活動内容	定員	機能別定員	年額報酬	出勤報酬	
栃木県栃木市	機能別消防団員	分団に所属し災害対応 年1回訓練参加	1,021人	分団定員の10分の3	10,000円	基本団員と同額	
栃木県小山市	市役所団員	災害時の後方支援	654人	200人	なし	基本団員と同額	
	OB団員	分団に所属し団員指導			なし		
	学生団員	防火指導、救急指導、広報活動			3,000円		
	事業所団員	災害時の重機オペレーター			5,000円		
千葉県市原市	災害支援団員	分団に所属し平日7:00～19:00に発生する火災対応	1,633人	なし	12,000円	基本団員と同額	
富山県高岡市	機能別団員	救急救命	1,020人	なし 各分団3人まで	10,000円	基本団員と同額	
		カラーガード隊					
		分団所属災害時の補完(昼間のみ)					
岐阜県大垣市	機能別団員	OBが分団に所属し災害対応	670人	なし	10,000円	基本団員と同額	
愛知県豊川市	支援団員	OBが分団に所属し災害活動	631人	なし	なし	基本団員と同額	
愛知県西尾市	機能別団員	旧西尾市の消防団がすべて機能別	643人	347人	15,000円	基本団員と同額	
三重県松坂市	機能別団員	居住、通勤通学していないが過去に5年以上活動実績がある者を分団所属で支援団員として活動	1,420人	なし	なし	基本団員と同額	
		予防広報団員					
三重県鈴鹿市	大規模災害団員	団本部に所属し大規模災害時に活動(バイク隊)	475人	20	6,000円	基本団員と同額	
愛媛県今治市	支援団員	OBが分団で災害時のみ活動	2,308人	なし	基本団員の半額	基本団員と同額	
	機能別分団	応急手当指導員			なし	なし	基本団員の半額
		音楽隊員					

(6) 県内各市の機能別消防団員の活用例 (19市中10市で制度化済)

自治体名	活動内容	年額報酬	出勤報酬
長野市	長野市内の豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町支所及び中条支所に勤務する市職員が、平日の昼間に発生する各種災害に対応している。	0円	基本団員と同額
松本市	奈川女性消防隊は火災時の後方支援、上高地消防隊は地域の災害のみに対応、市役所分団は平日昼間に発生する各種災害に対応している。	9,600円	基本団員と同額
岡谷市	平日昼間の人員確保のため、分団3役経験者が退団せずに分団に団員として残り、平日昼間に発生する災害に対応している。	26,700円 基本団員と同額	基本団員と同額
飯田市	支援団員として3年以上消防団員として活動した68歳までのOBが分団に所属し、年1回以上の訓練を行い、所属する分団の管轄内の災害に対応している以外は基本団員と同一。	36,500円 基本団員と同額	基本団員と同額
諏訪市	分団毎に消防団OBを機能別消防団員として確保し、諏訪市全体災害に対応している。団全体で行う訓練等には参加しない。	10,000円	基本団員と同額
須坂市	令和4年4月1日から機能別消防団員を導入し、消防職団員のOBが分団に所属し災害時のみ対応、地域から推薦いただいた方が分団に所属し災害時の後方支援を行い年2回の訓練を行う。	21,400円 基本団員と同額	基本団員と同額
伊那市	広報を行う音楽隊を機能別消防団員としているほか、長谷地区に勤務する消防団OBを中心とした市職員が平日昼間に発生する各種災害に対応している。	36,500円 基本団員と同額	基本団員と同額
大町市	消防団幹部経験者の50歳以上のOBが各分団に所属し災害のみに対応しているが、訓練は免除としている。	18,300円 基本団員と同額	基本団員と同額
塩尻市	音楽隊を機能別消防団員としているほか、消防署から距離があり、平日の昼間に現役の団員が少なくなる榎川地区の災害に対応するため、消防団OBが分団に所属し各種災害に対応している。	10,000円	基本団員と同額
佐久市	本部に所属し、学生団員は救命講習の補助、防火広報団員は市職員の消防団OBの女性でイベント等での広報、消防団協力員は、消防職団員OBが消防団員の勧誘を行っている。	8,000円	基本団員と同額

現在は導入に至っていないが機能別消防団員の導入を検討している市

○茅野市・・・音楽隊を機能別消防団員に検討中

○中野市・・・市外に出勤している団員が多いため、団員が少ない時間帯に対応する機能別団員を検討中

7 上田市消防団における機能別消防団員の導入について

(1) 制度導入の必要性

機能別消防団員は、基本団員とは違い、一部の消防業務に特化した団員を確保するため、各市町村で整備が始まり、平成25年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」以降、機能別消防団員、大規模災害団員、支援団員という呼び名で全国的に広まってきている。

全国的な人口減少と少子高齢化による消防団員のなり手不足は、上田市においても喫緊の課題となっている。

市内の一部地域では、人口減少が顕著で消防団員適齢層と言われる20歳から50歳未満の住民が非常に少なくなっていることから、消防団員の確保策の一つとして、機能別消防団員制度の導入を目指したい。

(2) 制度導入の課題と対応方針

ア 各分団の管轄区域内の年令別人口と基本団員及び機能別団員数について

	定員	実員	管轄人口	団員一人当たりの人口	20～49
第1分団	35人	25人	6,427人	257人	2,205人
第2分団	30人	24人	2,975人	124人	957人
第3分団	40人	38人	9,220人	243人	2,943人
第5分団	40人	28人	8,411人	300人	2,664人
第6分団	65人	36人	13,159人	366人	4,719人
第7分団	70人	42人	16,424人	391人	5,834人
第8分団	60人	59人	4,130人	70人	1,528人
第10分団	100人	90人	10,141人	113人	3,668人
第12分団	100人	86人	18,080人	210人	6,537人
第13分団	50人	52人	4,982人	96人	1,673人
第14分団	80人	63人	10,591人	168人	3,509人
第15分団	75人	76人	5,106人	67人	1,651人
第16分団	60人	57人	2,637人	46人	722人
第17分団	45人	37人	1,259人	34人	310人
第18分団	40人	48人	2,945人	61人	850人
第19分団	35人	37人	1,468人	40人	369人
第20分団	30人	36人	2,058人	57人	705人
丸子第1分団	40人	51人	948人	19人	204人
丸子第2分団	50人	49人	1,487人	30人	369人
丸子第3分団	100人	89人	7,552人	85人	2,239人
丸子第4分団	60人	64人	4,442人	69人	1,442人
丸子第5分団	45人	40人	3,038人	76人	929人
丸子第6分団	80人	88人	3,616人	41人	1,093人
菅平分団	55人	55人	1,025人	19人	301人
長分団	65人	71人	2,487人	35人	615人
傍陽分団	60人	70人	2,077人	30人	519人
本原分団	65人	70人	4,155人	59人	1,339人
武石東部分団	75人	71人	2,166人	31人	575人
武石西部分団	55人	57人	1,109人	19人	294人
合計	1,705人	1,609人	154,115人	96人	50,763人

イ 基本団員の確保を最優先にするため、各分団の現状を踏まえた段階的な導入を行う。

(ア) 導入する条件

- a 分団管轄の少子高齢化や人口減少が顕著な地域を管轄する分団
- b 平日昼間の時間帯に分団管轄内に団員が極端に少なくなる分団
- c その他、団長が必要と認める分団

(イ) 導入しない条件

- a 団員が多く所属し、消防団活動に支障がない地域を管轄する分団
- b 分団管轄内で発生した災害に即時対応できる地域を管轄する分団

ウ 機能別消防団員の階級

階級は、「団員」とする。なお、機能別消防団員は、基本団員を支援する者であることから、階級異動はしないものとする。

(全国的にこの対応なので、上田市も他の自治体に倣いたい。)

(3) 基本団員と機能別消防団員の比較

項目	基本団員	機能別消防団員
任用要件	上田市に居住又は通勤、通学する18歳以上の者	消防団員として活動できる者のうち、分団長が認めたもの。 ・消防職団員OB(5年以上の経験者) ・自治会や各種団体等の地域の者 ・特殊技能を有する者等
活動範囲	・上田市内全域の災害対応 ・上田市消防団又は分団が実施する広報活動 ・上田市消防団が計画し実施する訓練及び各種イベント等	次の活動範囲を基本とする。 ・分団の管轄内で発生する災害対応 ・分団が実施する広報活動 ・分団が独自に実施する訓練
活動内容	上田市全域での消防団活動 ・災害対応 ・各種訓練 ・広報活動 ・操法大会、各種イベント、式典等	所属する分団内での消防団活動を基本とする。 ・災害対応 ・各種訓練 ・広報活動
年額報酬	36,500円(階級が団員の者)	(案)10,000円 階級は団員で階級異動なし
出勤報酬	2時間未満 2,000円 2時間以上4時間未満 4,000円 4時間以上又は1日 8,000円	(案)同左
退職報償金	・5年以上の勤務実績のあるものには支給	・支給しない。
補償	・公務災害補償 ・福祉共済	・公務災害補償 ・福祉共済

8 外国籍市民の消防団入団について

(1) 上田市の外国籍市民の居住状況

男女別	年齢層	上田地域	丸子地域	真田地域	武石地域	合計
男性	0～14	174人	10人	5人		189人
	15～64	1,299人	160人	87人	8人	1,554人
	65～	71人	15人	3人		89人
小計		1,544人	185人	95人	8人	1,832人
女性	0～14	152人	11人	6人		169人
	15～64	1,434人	160人	90人	13人	1,697人
	65～	111人	20人	6人	1人	138人
小計		1,697人	191人	102人	14人	2,004人
合計		3,241人	376人	197人	22人	3,836人

(2) 外国籍市民による消防団活動の必要性について

女性消防団員や学生消防団員に限らず、多様な人材に入団していただくことは地域防災力の充実強化につながるものと考えます。

また、災害が発生した際に外国籍市民に対する情報の伝達や広報等を行えるほか、平時には火災予防の普及啓発を行うことで、外国籍市民の防災意識の高揚を図ることができる。

(3) 外国籍市民の消防団員任用に関する公権力の行使について

消防団員の立入検査 (消防法第4条の2)	消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員に前条（消防職員の立入検査）立入及び検査又は質問をさせることができる。
火災警戒区域の設定 (消防法第23条の2)	ガス、火薬又は危険物の漏洩、悲惨、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域から退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。
応急消火義務等 (消防法第25条第3項)	火災現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要するものの存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
消防車の優先通行 (消防法第26条)	消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。
消防隊の緊急通行権 (消防法第27条)	消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路もしくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
消防警戒区域の設定等 (消防法第28条)	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
消火活動中の緊急措置等 (消防法第29条)	第1項 消防吏員又は消防団員は、消火もしくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
	第5項 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

- (4) 外国籍消防団員を任用している他自治体の活動内容
- ア 公権力の行使に該当する活動は行わないことを条件に、可能な範囲での消防団活動
 - イ 団員に指示する階級(班長以上)への移動はしない。
 - ウ 災害により避難所に避難した外国籍の方の通訳を担当
 - エ 地域の防火訪問等

分類	内容	可否
災害時	警戒区域の設定	×
	消防車両の運転	×
	被害の拡大防止のための破壊行為	×
	ホース延長	○
通常時	広報活動	○
	災害に対応する訓練	○
	地域貢献活動	○

- (5) 上田市での外国籍消防団員の任用について
- ア 日本語での日常会話が可能で、他の団員の指示命令等を理解できること。
 - イ 公権力の行使(消防自動車による緊急走行、消防警戒区域の設定指示等)は行わない範囲での活動としての任用。
 - ウ 音楽隊や救護隊等の各隊のみでの活動を希望する場合の任用。

(6) 外国籍市民の勧誘等について

勧誘対象	勧誘方法
自治会活動や地域のコミュニティ活動に参加する外国籍市民	自治会行事等の際に消防団員や自治会役員等が勧誘する。
小中学校のPTA活動を行う外国籍市民	学校行事等の際に勧誘する。
市内の企業に勤務する外国籍市民	勤務先の外国籍市民を勧誘する。
市内の企業に技能実習	市内の企業に技能実習生の消防団活動について説明し勧誘する。
外国籍市民全般	広報誌やポスター、ホームページ等を活用し勧誘する。